

令和5年度大分県内部統制評価報告書

大 分 県

令和5年度大分県内部統制評価報告書

地方自治法第150条第4項の規定に基づき、令和5年度の知事部局の財務及び情報管理に関する事務等(以下「対象事務」という。)に係る内部統制体制の整備・運用について評価した結果を、次のとおり報告します。

1【内部統制の整備及び運用に関する事項】

知事は、地方自治法第150条に基づき、行政サービスの提供等の事務上のリスクを評価・コントロールするとともに、適正な執行体制(いわゆる内部統制)を整備・運用する責任を有しています。

本県では、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成31年3月総務省、以下「ガイドライン」という。)を参考に、「大分県における内部統制に関する方針」(令和2年3月19日)を策定し、当該方針に基づき、対象事務に係る内部統制体制の整備・運用を行っています。

2【評価手続】

今回の評価では、令和5年度を評価対象期間、令和6年3月31日を評価基準日として、ガイドラインの「IV 内部統制評価報告書の作成」を参考に、対象事務に係る内部統制体制の整備・運用について評価を実施しました。

(評価対象事項)

- ・全庁的な体制の整備
- ・業務レベルのリスク対応策の整備

3【評価結果】

本県の対象事務に係る内部統制体制は評価基準日において有効に整備されていました。一方で、後述のとおり、複数の所属において運用上の重大な不適切事案が発生したことから、評価対象期間における運用については不十分であると判断しました。当該リスクを発生させないため、内部統制制度が有効に機能するよう努めていきます。

4【不備の是正に関する事項】

運用上の重大な不適切事案の概要及び再発防止の取組は、以下のとおりです。事案を全庁で共有し、特に同様の業務を行う所属に対して注意喚起していくとともに、引き続き内部統制が有効に機能するよう制度の周知・徹底を図ります。

運用上の重大な不適切事案

(1) 委託事業の不正等を防止する仕組みが不十分・・・観光誘致促進室

新しいおおいた旅割第2弾(全国旅行支援)において、施設関係者による宿泊実績の確認ができない宿泊割引、電子クーポンの付与などの不正又は不適切な事案が認められた(31施設 65,070,432円)。

(原因)

当該事業は、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けた宿泊を中心とした観光関連産業の振興を目的としたものであるが、制度設計を急いだこと等により、チェック体制や不正又は不適切行為を防止する仕組みが不十分だった。

(再発防止策)

不正利用等を未然に防止するため、事件発覚後、事業終了まで不自然な利用実態がないか等の委託先及び職員によるチェックを強化した。また、本事業終了後に開始した新たなクーポン付与事業については、別途システムを導入し、発行者の特定や対象旅行者からの受領証の徴取などを行うことで、不正又は不適切行為を防止する仕組みを構築した。

(2) 補助事業の不正等を防止する仕組みが不十分・・・経営創造・金融課

事例① 不正防止策が不十分

旧大分県ビジネスプラングランプリ受賞者向けの県補助金(5,000,000円)について、申請者が偽造した申請書類等を受領し、補助金を交付した。なお、当該補助金については返還命令を発出している。

(原因)

申請者の申請書類等の偽造が主原因であるものの、事業の目的達成に向けたフォローアップや進行管理が不十分だった。

(再発防止策)

ビジネスアイデアの事業化をより確実なものとするため、令和5年度から「大分県ビジネスプラングランプリ」を「大分県ビジネスチャレンジコンテスト(OITAゼロイチ)」としてリニューアルし、各審査員が自ら選んだ企業を県とともに伴走支援する内容に変更するなどの見直しを行った。

事例② 進行管理が不十分

旧大分県ビジネスプラングランプリ受賞者向けの県補助金について、事業計画書に定められた事業執行が危ぶまれたにもかかわらず、口頭による指導のみで適時・適切な指導等を行わずに、年度末に初めて事業遂行命令書を発出した。その後、当該命令書に対する回答が無い状態のまま実績報告書を受領するなどの不適正な事務処理も行った。なお、当該補助金については交付決定を取消している。

(原因)

所属内での事業の進行管理が不十分で、チェック機能が働いていなかった。

(再発防止策)

事業者への指導を徹底するため、進行状況を把握する一覧表を作成するとともに、早い段階から複数の職員でチェックを行うなど、所属全体で進行管理する体制とした。

(3) 条例規定にない使用料の徴収・・・公園・生活排水課

大分スポーツ公園サブ競技場の個人利用者向けの回数券について、使用料を定めた条例に規定が無いにもかかわらず、施設オープン当初の平成18年4月から令和5年11月の約18年間にわたって販売した(損失金額=616,350円(1回利用券と回数券の差額))。

(原因)

受託者が、条例で定めた使用料について正しく認識しておらず、また県(委託者)による確認も不十分であった。

(再発防止策)

毎年度当初に締結する大分スポーツ公園等の利用に係る使用料の徴収事務委託契約について、対象施設とその使用料の確認を受託者と県の双方で行うこととした。加えて、毎月の使用料委託徴収金報告書(徴収金整理表)に回数券、利用券の内訳を詳細に記載し徴収金に間違いがないか確認することとした。なお、本施設については、近年の利用状況や利用者の声等を踏まえ、条例で回数券を設定した。

令和6年6月28日

大分県知事 佐藤 樹一郎